

2021年1月13日

各位

会社名 ブティックス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 新村 祐三
 (コード番号 9272 マザーズ)
 問合せ先 常務取締役管理本部管掌 速水 健史
 (TEL 03-6303-9431)

第三者割当による新株予約権の発行及び 時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第15回新株予約権及び第16回新株予約権（以下「本新株予約権」と総称します。）の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

記

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	2021年2月1日
(2)	発行新株予約権数	2,000 個 第15回新株予約権 400 個 第16回新株予約権 1,600 個
(3)	発 行 価 額	総額 200,000 円 第15回新株予約権： 40,000 円（新株予約権1個につき100円） 第16回新株予約権： 160,000 円（新株予約権1個につき100円）
(4)	当該発行による 潜在株式数	200,000 株（新株予約権1個につき100株）
(5)	資金調達額	459,400,000 円（差引手取概算額： 447,400,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額： 200,000 円 新株予約権行使による調達額： 459,200,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	第15回新株予約権 1株当たり 2,296 円（固定） 第16回新株予約権 1株当たり 2,296 円（固定）
(7)	募集又は割当方法 （割当予定先）	受託者園部洋土に対して第三者割当の方法により行います。

<p>(8) その他</p>		<p>本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社または当社の関係会社の取締役、監査役及び従業員（以下「当社役職員」といいます。）の意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。</p> <p>当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプランを活用することにより、当社役職員を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社役職員の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社役職員の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p><第 15 回新株予約権の主な行使条件></p> <p>①本第 15 回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第 15 回新株予約権を行使することができず、かつ、第 15 回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第 15 回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第 15 回新株予約権者」という。）のみが本第 15 回新株予約権を行使できることとする。</p> <p>②受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第 15 回新株予約権者に割り当てられた本第 15 回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本第 15 回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に 1 個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(a) 2022 年 3 月期または 2023 年 3 月期の営業利益が 5 億円を超過した場合 行使可能割合： 100%</p> <p>(b) (a)が未達成の場合で 2024 年 3 月期の営業利益が 5 億円を超過した場合 行使可能割合： 50%</p> <p>なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影</p>
----------------	--	---

		<p>響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>③受益者は、本第 15 回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。</p> <p>④受益者の相続人による本第 15 回新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤本第 15 回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第 15 回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥各本第 15 回新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第 15 回新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>⑧金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。</p> <p><第 16 回新株予約権の主な行使条件></p> <p>①本第 16 回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第 16 回新株予約権を行使することができず、かつ、第 16 回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第 16 回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第 16 回新株予約権者」という。）のみが本第 16 回新株予約権を行使できることとする。</p> <p>②受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第 16 回新株予約権者に割り当てられた本第 16 回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本第 16 回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に 1 個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(a) 2023 年 3 月期から 2025 年 3 月期におけるいずれかの事業年度の営業利益が 10 億円を超過した場合 行使可能割合： 50%</p> <p>(b) 2023 年 3 月期から 2026 年 3 月期におけるいずれかの連続する 2 事業年度の営業利益の累計額が 25 億円を超過した場合 行使可能割合： 100%</p> <p>なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費及び新株予</p>
--	--	--

		<p>約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>③受益者は、本第 16 回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。</p> <p>④受益者の相続人による本第 16 回新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤本第 16 回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第 16 回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥各本第 16 回新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第 16 回新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>⑧金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。</p>
--	--	---

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合または新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

＜本インセンティブプラン導入の目的及び理由＞

当社は、当社の創業者兼株主である代表取締役社長新村祐三から、現在の当社の置かれた状況を第 2 創業期と捉え、今後当社の成長にコミットして当社の業績向上に寄与する当社役職員に対して、株主目線に立ったインセンティブを提供する機会を与えたく、自らの出捐により時価発行新株予約権信託の導入を行いたい旨の提案を受けたため、同氏を除く当社取締役会において慎重に審議した結果、当社役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社を受益者指定権者兼信託管理人として、新村祐三氏を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、園部洋士氏を受託者（以下「本受託者」または「園部氏」といいます。）とする時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、本受託者に対して本新株予約権を発行することで、本信託契約を活用したインセンティブプランを実施いたします。

本インセンティブプランは、以下の 2 つのプランによって構成されます。

名称	新株予約権の回数と数	貢献度観察期間	新株予約権交付日
信託 A01	第 15 回新株予約権 400 個	2021 年 3 月期～2024 年 3 月期	2024 年 7 月 31 日
信託 A02	第 16 回新株予約権 1,600 個	2021 年 3 月期～2026 年 3 月期	2027 年 7 月 31 日

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託し、本受託者が本新株予約権の総数を引き受けるとともに、信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、このようにして本受託者が取得した本新株予約権は、受益者指定権者である当社の指図により、新株予約権交付日（信託契約（A01）2024 年 7 月 31 日、信託契約（A02）2027 年 7 月 31 日）において、受益者となる当社役職員に分配されること

になります（詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）。

なお、当社は、本新株予約権の配分方法を規定する交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って、本新株予約権の交付を受ける者（以下「本受益者」といいます。）を指定します。

具体的には、当社は、在籍条件に加え、毎事業年度の目標達成度に応じてポイントを付与し、各当社役職員の累積保有ポイント数に応じて、各信託から本新株予約権を配分いたします。

即ち、当社は、より当社の業績に貢献した者に対して、将来に向けたインセンティブを付与することが当社のさらなる成長に繋がるとの考えから、ポイント付与のルールとして、①等級の高い者に、より多くのインセンティブが与えられる、②当社の業績に、より直接的に影響を及ぼす営業職及び事業部管掌取締役に、より多くのインセンティブが与えられる、③当社の人事考課制度における数値評価（尺度）を参照して業績への寄与度を計測し、より寄与度の高い者により多くのインセンティブが与えられる、という方針のもと、貢献度に応じたポイント数を定めたマトリックスを作成し、かかるマトリックスに従う形で、毎事業年度、当社の取締役及び従業員に対して貢献度ポイントを付与し、交付日までに各当社役職員が付与された累積保有ポイント数に比例配分する形で本新株予約権の配分が行われることとしております（但し、信託 A01 については 2022 年 3 月期または 2023 年 3 月期の営業利益が 5 億円を上回った場合、信託 A02 については 2023 年 3 月期から 2026 年 3 月期までの連続する 2 期間の営業利益累計額が 25 億円を上回った場合、当該事業年度末の時点でポイントの付与は終了するものとされております。）。なお、かかるポイントの付与に関しては、管理本部管掌取締役及び社外役員複数名によって構成される任意の組織体である評価委員会が決定権限を有するものとされており、これにより、貢献度評価から恣意性を排除することとしております。

当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社役職員も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、本信託の趣旨に従って貢献度観察期間中の当社役職員の貢献度に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される従業員に対しても本新株予約権を分配することが可能となるほか、本新株予約権の交付日までに当社に勤続していた当社役職員にのみ本新株予約権を交付することができるため、交付日までに退職者が出た場合にも対応することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランでは実現し得なかった柔軟な運用が可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の業績貢献度に応じて当社役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

さらに、本新株予約権には、営業利益に関する業績達成条件が定められており、これにより当社役職員の業績達成意欲をより一層向上させ、当該業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

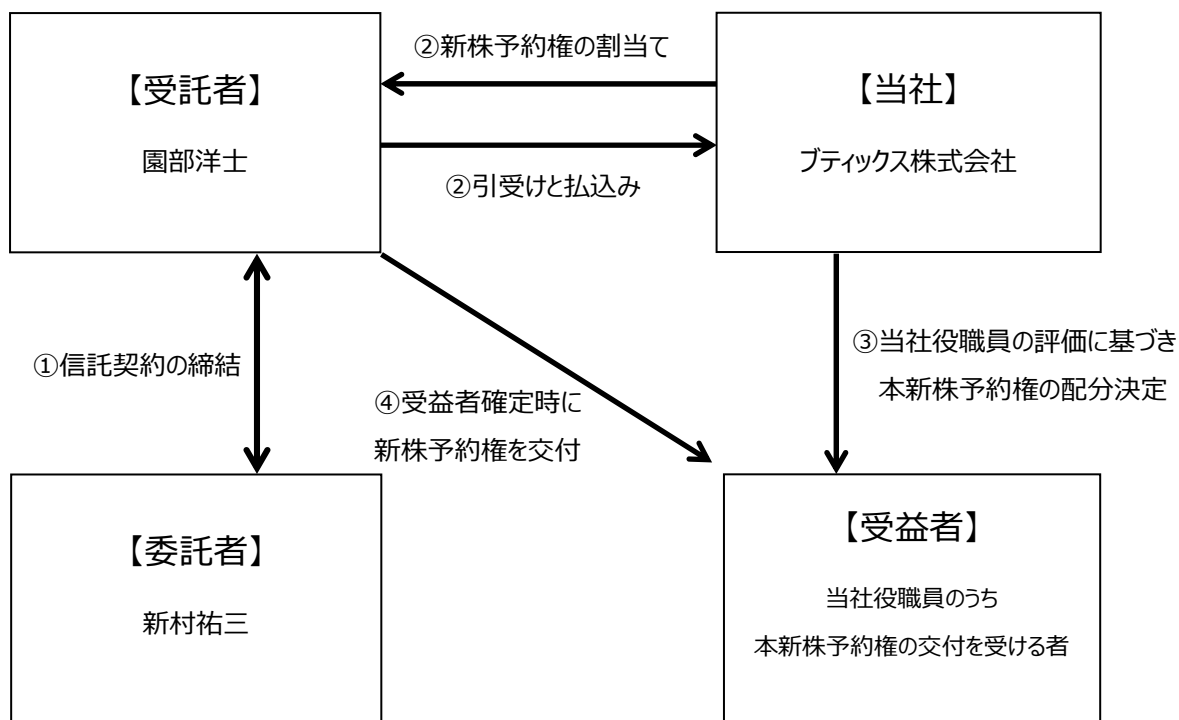
以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

<本信託の概要>

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	新村祐三（当社代表取締役社長）
受託者	園部洋士（弁護士）
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者

	(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日 (信託期間開始日)	2021年1月25日
信託期間満了日 (本新株予約権の交付日)	(A01) 2024年7月31日 (A02) 2027年7月31日
信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者適格要件	<p>交付日時点の当社役職員を受益候補者とし、本信託契約の定めるところにより当社に受益者として指定されたものを受益者とします。</p> <p>なお、分配のための基準は、信託契約日である2021年1月25日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社役職員の業績を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記〈本インセンティブプラン導入の目的及び理由〉に記載のとおりです。</p>

<本インセンティブプランの概要図>



- ①委託者である新村祐三が受託者である園部氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ②当社は、本信託の設定を前提に、2021年1月13日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者である園部氏は、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間満了日（本新株予約権の交付日）まで保管します。
- ③当社は、交付ガイドラインの定めに従い、貢献度観察期間中の当社への貢献度等に応じて、当社役職員に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるポイントを付与し、累積保有ポイントの数に応じて各当社役職員に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。
- ④本信託の信託期間満了時に、受益者が確定し、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取得に関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

※本受託者が死亡した場合については、信託法第62条第1項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることとなります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
459,400,000	12,000,000	447,400,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（200,000 円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（459,200,000 円）を合算した金額であります。

	発行に際して払い込まれる金額の総額	行使に際して出資される財産の価額の合計額
第15回新株予約権	40,000円	91,840,000円
第16回新株予約権	160,000円	367,360,000円
合計	200,000円	459,200,000円

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社役職員の意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルートス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の回号ごとにそれぞれ以下の条件に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、本第15回新株予約権の1個当たりの評価結果を100円、本第16回新株予約権の1個当たりの評価結果を100円と算出しております。

<第15回新株予約権>

本第15回新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における当社株価終値 2,296 円/株、株価変動性（ボラティリティ）77.63%、配当利回り 0%、無リスク利子率△0.079%や本第15回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 2,296 円/株、満期までの期間7年、業績条件）

<第 16 回新株予約権>

本第 16 回新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における当社株価終値 2,296 円/株、株価変動性（ボラティリティ）77.63%、配当利回り 0%、無リスク利子率 0.035%や本第 16 回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 2,296 円/株、満期までの期間 10 年、業績条件）

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、当該算出結果と同額である、本第 15 回新株予約権については 1 個あたり 100 円に、本第 16 回新株予約権については 1 個あたり 100 円に決定したものであります。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（2021 年 1 月 12 日）の東京証券取引所における普通取引の終値 2,296 円を参考として、当該終値と同額の 1 株 2,296 円に決定いたしました。

さらに、当社監査役（社外監査役 2 名を含む）全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず適法である旨の見解を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 200,000 株（議決権数 2,000 個）であり、2020 年 9 月 30 日現在の当社発行済株式総数 2,538,100 株（議決権数 24,974 個）を分母とする希薄化率は 7.88%（議決権の総数に対する割合は 8.01%）に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数 200,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は約 5,288 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

氏名	園部洋士	
住所	千葉県松戸市	
職業の内容	弁護士	
上場会社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

- （注） 1. 提出者と割当予定先との関係の欄は、2021 年 1 月 13 日現在のものであります。
2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社にお

いても独自に日経テレコンを用いた記事検索、及び調査会社（株式会社エルテスセキュリティインテリジェンス 東京都千代田区 代表取締役 菅原貴弘）の提供しているデータベースによる属性チェックを実施することで、割当予定先が反社会的勢力等とは関係がないことを確認しており、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

（２）割当予定先を選定した理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託契約では、本受託者である園部氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託（商事信託）ではない民事信託では、信託銀行または信託会社以外でも受託者となるのが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの額を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点からみても、本信託契約における本受託者の主たる業務は、①信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、②信託期間満了日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び③本信託契約の維持に関わる法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行または信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。

また、園部氏は、弁護士業を業としており、自ら事業主として納税事務を処理していることから、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。そのほか、園部氏は当社の法務レビューの実績もあることから、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。なお、直近 2 事業年度において、当社と同氏との間に取引関係はありません。

以上の理由から、当社は、園部氏を本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

（３）割当予定先の保有方針

割当予定先である園部氏は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を、信託期間満了日まで保管し、その後、受益者である当社役職員へ交付することとなっております。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、委託者である新村祐三が本新株予約権の発行価額に相当する資金を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、2021 年 1 月 25 日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該資金を割当予定先に対して拠出し、本新株予約権の払込期日において割当予定先が信託財産として保有することとなる予定であることを確認しております。

（５）その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
新村 祐三	49.77%	新村 祐三	46.08%
新村 佐麻美	6.41%	新村 佐麻美	5.93%
天池 祥子	4.80%	天池 祥子	4.45%
田原 学	4.38%	田原 学	4.06%
山口 貴弘	3.47%	山口 貴弘	3.21%
速水 健史	2.72%	速水 健史	2.52%

松尾 由美	2.28%	松尾 由美	2.11%
中山 慶一郎	1.85%	中山 慶一郎	1.72%
新村 理紗	1.60%	新村 理紗	1.48%
城戸 沙絵子	1.44%	城戸 沙絵子	1.33%

- (注) 1. 募集前の保有比率は、2020年9月30日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。
2. 募集後の保有比率は、2020年9月30日現在の所有議決権数を、2020年9月30日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。
3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
4. 割当予定先である園部氏は、割当てられた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、募集後の大株主及び持株比率には表示しておりません。
5. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、2020年11月11日に発表いたしました2021年3月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の用途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

○支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、当社の代表取締役社長である新村祐三を委託者とした信託契約の締結を前提としているため、支配株主との取引等に準じて以下の手続きをとっております。

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、2020年11月11日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、本新株予約権の発行は、当該方針に則って決定されております。

「関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、利益相反取引については、当社取締役会の決議により行う方針であります。

当社では全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。また、新規に取引を開始する取引先においては、取引先の反社チェックにあわせて、関連当事者に該当するかどうかの判断を行っております。その上で、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性（事業上の必要性）等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、取引の妥当性を確保する体制を築いております。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件新株予約権は、社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。

また、当社は、本新株予約権の内容及び条件についても、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであると判断しております。さらに、本件新株予約権の付与が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティングによって、本件新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行っております。なお、利益相反を回避するため、当社代表取締役社長である新村祐三は、本インセンティブプランに係る取締役会の決議に参加していません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権の内容及び条件の妥当性については、当社取締役会に審議の上、本日付で、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役である吉崎 浩一郎氏より、①時価発行新株予約権信託を活用した本新株予約権の発行は当社役職員のために設計されたものであり、貢献度を事後的に評価して交付対象者及びその数量を決められるため、当社役職員の業績目標の達成に向けた意欲をさらに高めることが期待できること、②本新株予約権の内容及び条件は当社の業績向上を前提とするものであり、その条件達成による企業価値及び株価上昇は少数株主を含む全株主の利益に繋がるものであること、③発行手続きや貢献度測定の手続きにおいても、当社と支配株主等との間の利益相反を回避する措置が適切にとられていること、④本新株予約権の発行によって、むしろ新株予約権行使後の支配株主である新村祐三の持株比率が将来的に低下すること等から、本新株予約権の発行は少数株主にとって不利益なものではないこと、⑤本新株予約権の発行価額は、支配株主と利害関係を有しない第三者評価機関が一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果に基づき、評価結果と同額とするものと決定されていることから、価格の公正性が確保されていることから、本新株予約権の発行は少数株主にとって不利益なものではなく、適法である旨の意見を得ております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（個別）

決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高	1,333,177千円	1,435,843千円	1,358,912千円
営業利益	122,300千円	123,457千円	187,259千円
経常利益	105,015千円	121,740千円	188,614千円
当期純利益	73,542千円	82,348千円	130,750千円
1株当たり当期純利益	34.62円	34.37円	53.03円
1株当たり配当金	-	-	-
1株当たり純資産	121.56円	276.17円	319.77円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2020年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,538,100株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	140,597株	5.54%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
始 値	-円	3,210円	3,745円
高 値	-円	5,130円	4,660円
安 値	-円	2,689円	853円
終 値	-円	3,695円	930円

(注) 当社は 2018 年 4 月 3 日をもって東京証券取引所に上場致しましたので、それ以前の株価については記載していません。

②最近6か月間の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始 値	1,530円	1,286円	1,660円	1,752円	2,620円	2,300円
高 値	1,502円	1,890円	1,940円	2,690円	2,617円	2,439円
安 値	1,222円	1,315円	1,629円	1,825円	2,181円	2,250円
終 値	1,256円	1,670円	1,712円	2,618円	2,199円	2,296円

(注) 2021 年 1 月の株価については、2021 年 1 月 12 日現在で表示しております。

③発行決議日前日における株価

	2021年1月12日
始 値	2,300円
高 値	2,305円
安 値	2,267円
終 値	2,296円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

・公募による新株式発行

払込期日	2018年4月2日
調達資金の額	248,400,000円(差引手取概算額:244,900,000円)
発行価額	1株につき1,242円
募集時における発行済株式数	2,124,000株
当該募集による発行株式数	200,000株
募集後における発行済株式総数	2,324,000株
割当先	一般募集
発行時における当初の資金使途	事業拡大のための運転資金(人材採用費及び人件費)、事務所移転費用(敷金)、EC販売管理システム置き換えのための設備投資資金及び借入金の返済
発行時における支出予定時期	2019年3月期~2021年3月期
現時点における充当状況	2019年5月13日付「上場調達資金使途及び支払予定時期変更に関するお知らせ」のとおり、2019年3月までに「本社移転に伴う敷金」に充当し、2020年3月までに「人材採用費及び人件費」並びに「借入金

	の返済」に充当し、2021年3月までに「配食・介護食等のマッチング・プラットフォーム構築のためのシステム開発費」に充当する予定でしたが、現時点で全額充当済であります。
--	---

・オーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行

払込期日	2018年5月2日
調達資金の額	77,128,200円（差引手取概算額：77,128,200円）
発行価額	1株につき1,242円
募集時における発行済株式数	2,324,000株
当該募集による発行株式数	62,100株
募集後における発行済株式総数	2,386,100株
割当先	野村証券株式会社
発行時における当初の資金使途	事業拡大のための運転資金（人材採用費及び人件費）、事務所移転費用（敷金）、EC販売管理システム置き換えのための設備投資資金及び借入金の返済
発行時における支出予定時期	2019年3月期～2021年3月期
現時点における充当状況	2019年5月13日付「上場調達資金使途及び支払予定時期変更に関するお知らせ」のとおり、2019年3月までに「本社移転に伴う敷金」に充当し、2020年3月までに「人材採用費及び人件費」並びに「借入金の返済」に充当し、2021年3月までに「配食・介護食等のマッチング・プラットフォーム構築のためのシステム開発費」に充当する予定でしたが、現時点で全額充当済であります。

ブティックス株式会社第 15 回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

400 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 40,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2021 年 1 月 12 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金 2,296 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年8月1日から2028年1月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使することができることとする。

② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 2022年3月期または2023年3月期の営業利益が5億円を超過した場合

行使可能割合： 100%

(b) (a)が未達成の場合で2024年3月期の営業利益が5億円を超過した場合

行使可能割合： 50%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ③ 受益者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ④ 受益者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本新株予約権を行使できないものとする。

4. 新株予約権の割当日

2021 年 2 月 1 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3.（4）に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2021年2月1日

9. 申込期日

2021年2月1日

以上

ブティックス株式会社第 16 回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

1,600 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 160,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2021 年 1 月 12 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金 2,296 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年8月1日から2031年1月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使することができることとする。

② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 2023年3月期から2025年3月期におけるいずれかの事業年度の営業利益が10億円を超過した場合

行使可能割合： 50%

(b) 2023年3月期から2026年3月期におけるいずれかの連続する2事業年度の営業利益の累計額が25億円を超過した場合

行使可能割合： 100%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。

のとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ③ 受益者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ④ 受益者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本新株予約権を行使できないものとする。

4. 新株予約権の割当日

2021 年 2 月 1 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2021年2月1日
9. 申込期日
2021年2月1日

以上

《本リリースに関するお問合せ》

ブティックス株式会社 管理本部 IR 担当

TEL : 03-6303-9431 (平日 9 時～18 時) Email : ir@btix.jp

以上